

(別紙2)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別添6</p> <p>豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製品出荷に係る基準</p> <p>(1) 出荷先の確認 (略)</p> <p>原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、<u>うずら又は養殖水産動物用飼料</u>の製造工程であることを確認すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>別添6</p> <p>豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製品出荷に係る基準</p> <p>(1) 出荷先の確認 (略)</p> <p>原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、<u>又はうずら用飼料</u>の製造工程であることを確認すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>